

こまき令和夏まつり開催業務委託プロポーザル実施要綱

〔令和 8 年 4 月 1 日〕
〔 8 小シ第 2 1 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、小牧市が実施するこまき令和夏まつり開催業務について、技術的に最適な者（以下「最適者」という。）を特定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を実施することとし、その手続について必要な事項を定めるものとする。

(業務の概要)

第 2 条 対象とする業務は、こまき令和夏まつり開催業務（以下「業務」という。）とする。

(参加資格)

第 3 条 プロポーザルに参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 第 5 条に規定する参加表明書等を提出する日において、小牧市の入札参加資格者名簿に記載されている者
- (3) 次に掲げる措置を受けていない者
 - ア 小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 1 1 年 3 月 4 日 1 1 小総第 4 7 号）に基づく指名停止の措置
 - イ 小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 2 4 年 6 月 2 5 日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置
- (4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の小牧市入札参加資格の登録がされたものについては、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (5) 参加表明時点から過去 1 0 年以内に愛知県内で類似するイベントの企画及び運営に関する業務を受託した実績を有する者で、業務に関し

十分な履行能力を有すると認められる者

(公募の公告)

第4条 市長は、プロポーザルに参加しようとする者に必要な参加資格、条件、業務内容その他プロポーザルに必要な事項について公告するものとする。

2 市長は、前項の規定による公告をしたときは、その内容を市ホームページ等において公表するものとする。

(参加表明書等の提出)

第5条 プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書及び技術提案書その他必要な提出書類（以下「技術提案書等」という。）を市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

(第一次審査)

第6条 市長は、第一次審査として、技術提案書等を、別に定めるこまき令和夏まつり開催業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）に審査させ、参加表明書を提出した者（以下「提出者」という。）のうち上位5者程度を第二次審査の出席要請者として選定させ、及びその結果を市長に報告させるものとする。ただし、提出者が5者以下の場合、第一次審査を省略することができるものとする。

2 市長は、前項の報告に基づき、第二次審査の出席要請者として選定した提出者に対しては、その旨を様式第1により通知し、選定しなかった提出者に対しては選定しなかった旨及びその理由を様式第2により通知するものとする。この場合において、提出者は、審査結果に関する問合せ及び異議の申立ては一切できないものとする。

3 市長は、第1項ただし書の規定により第一次審査を省略するときは、全ての提出者にその旨を通知するものとする。

(第二次審査の出席要請者の公表)

第7条 市長は、前条第2項の規定により選定した提出者について、速やかに市ホームページ等において公表するものとする。

(第二次審査)

第8条 市長は、第二次審査として、第6条第2項の規定により選定した提出者に対し、審査委員会に技術提案書等の内容の聴取等を行わせ、最適者及び次点者1者を選定させ、及びその結果を市長に報告させるものとする。

2 市長は、前項の報告に基づき、最適者及び次点者1者を特定するものとする。

3 市長は、前項の規定により最適者及び次点者として特定した提出者に対してはその旨を様式第3により通知し、特定しなかった提出者に対しては特定しなかった旨及びその理由を様式第4により通知するものとする。この場合において、提出者は、審査結果に対する問合せ及び異議の申立ては一切できないものとする。

(審査結果の公表)

第9条 前条第2項の規定により特定した最適者及び次点者については、速やかに市ホームページ等において公表するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザルの手続に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱は、第9条の規定による公表をもって、その効力を失う。

様式第 1 (第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

小牧市長

こまき令和夏まつり開催業務委託プロポーザル第一次
審査結果について (通知)

このことについて、技術提案書等を審査した結果、貴社を下記のと
おり第二次審査の出席要請者として選定しましたので通知します。

記

- 1 審査結果
- 2 その他

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする

第 号
年 月 日

様

小牧市長

こまき令和夏まつり開催業務委託プロポーザル第一次
審査結果について（通知）

このことについて、技術提案書等を審査した結果、貴社については
下記のとおり第二次審査の出席要請者として選定されませんでした。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされたこと
に感謝するとともに、今後も本市へのご協力をいただきますようお願い
いたします。

記

選定しなかった理由

様式第3（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

小牧市長

こまき令和夏まつり開催業務委託プロポーザル審査結果について（通知）

このことについて、審査を実施した結果、貴社を下記のとおり当業務の
最適者 として特定しましたので通知します。
次点者

記

審査結果

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

小牧市長

こまき令和夏まつり開催業務委託プロポーザル審査
結果について（通知）

このことについて、審査を実施した結果、貴社については下記のとおり最適者又は次点者として特定されませんでした。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされたことに感謝するとともに、今後も本市へのご協力をいただきますようお願いいたします。

記

特定しなかった理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。